

## 姫路獨協大学転部（群）及び転科に関する規程

（平成3年1月17日制定）

改正 平成11年10月21日  
平成14年 1月17日  
平成15年 6月19日  
平成19年 2月15日  
平成23年 1月20日  
平成26年 6月26日  
平成27年 1月29日  
平成28年 9月21日  
平成31年 4月25日

（趣旨）

第1条 この規程は、姫路獨協大学における学生の転部（群）（以下「転部」という。）及び転科について必要な事項を定めるものとする。

（許可）

第2条 転部及び転科許可人数は、各学部（群）及び各学科若干名とし、転入学部（群）（転科の場合は所属学部）教授会の議を経て転部及び転科の許可を学長が決定する。

2 転部又は転科を許可された者の受入年次、既に履修した授業科目及び単位数の扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

（時期及び回数）

第3条 転部及び転科の時期は、後学期から前学期に移行するときとする。

2 前項の規定のほか、人間社会学群への転部については、前学期から後学期に移行する時期も認めることができる。

3 転部又は転科は1回限り許可するものとする。

（手続き）

第4条 転部又は転科を希望する者は、所定の願書を教務課に提出するものとする。

2 教務課は、前項の願を受理したときは、遅滞なく関係学部の教務委員又は学生委員に通知するものとする。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、転部及び転科に関する必要な事項は各学部（群）で定める。

附 則 （平成3年 規程第2号）

1 この規程は、平成3年1月17日から施行する。

2 姫路獨協大学転部に関する規程（平成2年3月15日制定）は廃止する。

附 則（平成11年 規程第28号）

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成14年 規程第1号）

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則（平成15年 規程第10号）

この規程は、平成15年6月19日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 規程第5号）

この規程は、平成23年1月20日から施行する。

附 則（平成26年 規程第14号）

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（平成27年 規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 規程第20号）

この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則（平成31年 規程第9号）

この規程は、平成31年4月25日から施行する。